No. 256 2018年12月27日

●トピックス

◆インフルエンザについて

鉾田保健所管内において、1 定点あたり第 49 週 2.0、第 50 週 1.20 と やや減少していますが、県内においてインフルエンザの流行入りと なっておりますので、注意が必要です。

県において、1 定点あたり第 49 週 1.21 (国 1.70), 第 50 週 2.19 (国 3.55) と先週より増加傾向となっています。

管轄保健所別では、常陸大宮保健所(6.50)が最も高く、つくば(4.60)、 筑西(2.50)、ひたちなか(2.25)、古河(2.25)、水戸(2.00)の順に 高く、12保健所中10保健所管内で1.0以上となっています。

県において、インフルエンザの流行入りしましたので、こまめな手洗いや 咳エチケット等感染対策の徹底をお願いいたします。

また、県内において、インフルエンザによる学級閉鎖や保育施設に おける集団発生が報告されていますので、注意が必要です。

【インフルエンザ流行情報 第2報(県)】

http://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/eiken/idwr/influenza/documents/2018sflureport 02.pdf

【インフルエンザ様疾患による学級閉鎖等措置・集団発生等の 状況について(第 11 報)】

http://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/eiken/idwr/influenza/documents/2018flu11.pdf

【平成30年度 今冬のインフルエンザ総合対策について(厚生労働省)】

https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza/index.html

【平成30年度インフルエンザQ&A(厚生労働省)】

https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/qa.html

【インフルエンザとは(国立感染症研究所)】

https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/a/flu.html

◆鉾田保健所管内における百日咳の発生について 鉾田保健所管内において, 第 49 週 1 件, 第 50 週 2 件の報告が ありました。

県において、1 定点あたり第 49 週 6 件、第 50 週 14 件と発生届出数が 増加しています。

<百日咳について> 潜 伏 期:5~10日 感染経路:気道分泌

物の飛沫感染や汚染された器具等を介して感染する。 症状:かぜ様症状で始まり,次第に咳が著しくなり,百日咳特有の

咳が出始める。典型的な臨床像は、顔を真っ赤にしてコンコンと激しく咳込み(スタッカート)、最後にヒューッと音を立てて大きく息を吸う発作(ウープ)となる。嘔吐も伴い、眼瞼の浮腫や顔面の点状出血がみられることがある。ワクチン接種後の患者や成人では、典型的な症状がみられないこともある。

予 防 :飛沫感染対策

【五類感染症(百日咳含む)県】

http://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/eiken/idwr/kiso/5rui.html

【百日咳とは(国立感染症研究所)】

https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ha/pertussis.html

【百日咳発生届出基準 (厚生労働省)】

※H30年1月1日より、百日咳は全数届出る必要があるので、 診断後7日以内に保健所への届出をお願いいたします。

https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou11/01-05-23.html

【百日咳発生届 (厚生労働省)】

https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou11/pdf
/01-05-23.pdf

【感染症法に基づく医師届出ガイドライン(初版)厚生労働省】

https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/pertussis

/pertussis_guideline_180425.pdf

◆県内における梅毒の発生について

鉾田保健所管内において, 第 49 週及び第 50 週の発生はありませんでした。

県において, 第49週1件, 第50週4件の発生がありました。

<梅毒とは>

- 「梅毒トレポネーマ」という細菌による感染症
- ・主に性交渉で感染する
- ・感染後3~6週間程度の潜伏期を経て、陰部に潰瘍が出来たり、 リンパ節の腫れ、全身の発しん等、様々な症状が出現する。
- ・「無症状病原体保有者 (無症状)」が最も多く報告されている。 特に女性は、無症状が約半数を占めている。
- 2010 年移行, 梅毒の報告数は増加を続けており, 女性は 20 歳代, 男性は 20~40 歳代の報告が多くなっています。

<治療>

・抗菌薬を内服する(医師の診察を受けましょう)

<予防方法>

・感染部位と直接ふれないように、コンドームを適切に使用する ※梅毒は、一度完治しても再感染するため、継続した感染予防が必要。

【梅毒って知っていますか~現在、増加しています~(県)】

http://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/eiken/kikaku/documents
/201807tp.html

【梅毒に関するQ&A (厚生労働省)】

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou
/kekkaku-kansenshou/seikansenshou/qanda2.html

【梅毒とは(国立感染症研究所)】

https://www.niid.go.jp/niid/ja/kansennohanashi/465-syphilis-info.html

☆~☆~☆~☆~☆~☆~☆~☆~☆~☆~☆~☆~☆~☆~☆
【関係者の皆さまへ保健所からのお願い】

土日・休日及び年末年始 (12/29~1/3) に下記の事項が発生した場合は, 鉾田保健所 (090-5574-5033) へ電話での連絡をお願いいたします

- ◎感染症(結核等)を診断した場合(発生届の提出をお願いします)
- ◎施設などにおいて、感染症(感染性胃腸炎・インフルエンザ等)の集団発生(10名以上)が発生した場合
- ◎食中毒が疑われる場合

\$~\$~\$~\$~\$~\$~\$~\$~\$~\$~\$~\$~\$~\$~\$~\$~\$~\$

==*=*=*=*=*=*=*=*=*=*=*=*

<集団発生の定義・報告基準>

(厚生労働省通知 H17年2月22日付け

「社会福祉施設などにおける感染症等発生時に係る報告について」)

- (1) 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると 疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合
- (2) 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると 疑われる者が 10 名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- (3)(1)及び(2)に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が方向を

必要と認めた場合

【社会福祉施設等における感染症など

発生時に係る報告について(国】H17年2月22日】

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/norovirus/dl/h170222.pdf

***=*=*=*=*=*=*=*=*=*=*=*=**

●感染症サーベイランス情報

【県内の保健所別報告数】

(第50週 12月10日~12月16日) (2018年第50週までの報告数累

計)

結核 9件(鉾田1件,他8件)

県 442件, 全国 20929件

A型肝炎 1件(水戸)

県 15件, 全国 908件

カルバペネム耐性

腸内細菌科細菌感染症 1件(日立) 県 35件, 全国 2148件

後天性免疫不全症候群 1件

県 1 件, 全国 1233 件

梅毒 4件

(水戸, 常陸大宮, 日立, 潮来) 県 119件, 全国 6661件

百日咳 14 件

(鉾田2件, 竜ヶ崎9件, つくば, 筑西2件) 県 159件,

全国 11179 件

風しん 2件(常陸大宮, 筑西)

県 54 件, 全国 2713 件

★ 当メ

ールの内容についてのお問

い合わせは下記までお願いします。

茨城県鉾田保健所 健康指導課 E-

Mail: hokoho03@pref.ibaraki.lg.jp TEL:0291-33-2158

******************鹿行地域感染等

【事務局】

土浦協同病院 │ なめがた地域医療センター │ 茨城県

鉾田保健所 〒311−3516

| 〒311-1517 行方市井上藤井 98-8

TEL: 0299-56-0600

FAX:0299-37-4111 FAX:0291-33-3136 TEL: 0291-33-2158